



2019年12月26日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
 東京都港区芝浦1-1-1  
 代表者名 代表執行役会長 CEO 車谷 暢昭  
 (コード番号: 6502 東、名)  
 問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長  
 石山 一可  
 (Tel 03-3457-2100)

### 東芝プラントシステム株式会社株式(証券コード1983)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社東芝(以下「公開買付者」)は、2019年11月13日開催の取締役会において、東芝プラントシステム株式会社(コード番号:1983、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」)市場第一部、以下「対象者」)の普通株式(以下「対象者普通株式」)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」)により取得することを決議し、2019年11月14日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが2019年12月25日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社東芝  
 東京都港区芝浦1-1-1

##### (2) 対象者の名称

東芝プラントシステム株式会社

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

##### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
48,837,303株	16,366,744株	—株

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等(以下「応募株券等」)の総数が買付予定数の下限(16,366,744株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(16,366,744株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株券等の最大数である対象者普通株式の数(48,837,303株)を記載しております。買付予定数は、対象者が2019年11月6日に提出した第114期第2四半期報告書(以下「対象者第2四半期報告書」)に記載された2019年9月30日現在の発行済株式総数(97,656,888株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(245,129株)及び2019年11月13日現在、公開買付者が所有する株式数(48,574,456株)を控除したものになります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

## (5) 買付け等の期間

### ① 届出当初の買付け等の期間

2019年11月14日（木曜日）から2019年12月25日（水曜日）まで（30営業日）

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

## (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,670円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（16,366,744株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（44,240,641株）が買付予定数の下限（16,366,744株）以上となりましたので、公開買付け開始公告及び公開買付け届出書（その後提出された公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」）第30条の2に規定する方法により、2019年12月26日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	44,240,641株	44,240,641株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ( )	—株	—株
株券等預託証券 ( )	—株	—株
合 計	44,240,641株	44,240,641株
(潜在株券等の数の合 計 )	—株	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付け者の 所有株券等に係る議決権の数	485,744 個	(買付け等前における株券等所有割合 49.87%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	16,009 個	(買付け等前における株券等所有割合 1.64%)
買付け等後における公開買付け者の 所有株券等に係る議決権の数	928,150 個	(買付け等後における株券等所有割合 95.28%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	973,700 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第 2 四半期報告書に記載された 2019 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数（1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 2 四半期報告書に記載された 2019 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数（97,656,888 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（245,129 株）を控除した株式数（97,411,759 株）に係る議決権の数（974,117 個）を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日  
2020 年 1 月 7 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国の居住者であり、公開買付け代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付け者が 2019 年 11 月 13 日付で公表した「東芝プラントシステム株式会社株式（証券コード 1983）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東芝

東京都港区芝浦1-1-1

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上